

■最長3年へ契約改正案

人事院は2日までに、中央府省や国の出先機関と「日雇い」形式の契約を結んで正規職員への補助業務に従事している非常勤職員について、契約方式を改め、1年単位で最長3年間働けるようにする人事院規則の改正案をまとめた。パブリックコメントを募った上で8月に規則を改正、10月に施行する方針だ。

国の非常勤職員は約14万8千人（昨年7月時点）だが、そのうち契約上の任期が1日単位の職員は約2万5千人いる。職員組合などが「官製ワーキングプアだ」と批判し、人事院が財務・総務両省と制度の改善を検討してきた。

国の職員「日雇い」是正

来月にも規則改正 任期最長1年、更新も

人事院は2日までに1日単位で契約更新を、最長1年とする任に、中央省庁や出先機関で補助的な仕事を担当する非常勤職員のうち、繰り返す「日々雇用」1期付き雇用にする規則

改正案をまとめた。パブリックコメント（意見公募）を経て8月に規則を改正、10月から施行する。

総務省によると昨年七月時点で、国の非常勤職員は十四万八千人。このうち日々雇用職員は約二万五千人で約三千人は契約を更新しながら六カ月以上続けて勤務している。定員減の常勤職員の仕事を補っているが、制度

上はいつでも退職させられる不安定な立場のため、職員組合が改善を求めていた。改正案では、任期を最長一年とし、勤務実績に基づいて原則一回まで更新できるものとする。

ただ「任期付きにする」と、雇止めにつながるという職員組合からの批判もあり、更新回数の制限は努力義務として増やせる可能性も残した。